

名古屋市公報	令和 3年 1月 6日 第84号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の一部を改正する条例 (総務・総務課) (第71号)	6
規 則 ○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第131号) ○ 名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第132号) ○ 名古屋市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第133号)	8 9 11
告 示 ○ 除却した工作物の保管について (緑土・河川管理課) (第745号) ○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第746号) ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第747号) ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第748号) ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第749号) ○ 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第750号) ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第751号) ○ 収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正 (会計・出納課) (第752号) ○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課) (第753号) ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第754号) ○ 指定一般相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第755号) ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第756号)	14 16 17 18 19 20 22 24 25 26 30 31

達		
○ 契約事務等の手続に関する規程の一部改正	(財政・契約監理課) (第60号)	33
名 教 委 訓 令		
○ 名古屋市教育委員会職員証規程の一部改正	(第5号)	35
人 事 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市人事委員会公印規則等の一部を改正する規則	(第13号)	38
人 事 委 員 会 達		
○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第5号)	53
上 下 水 道 局 告 示		
○ 指定代理納付者の指定について	(第20号)	55
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局公有財産規程の一部改正	(第28号)	57
公 告		
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告	(住都・建築指導課)	58
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(経済・地域商業課)	59
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	62
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	64
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(経済・地域商業課)	66
正 誤		
○ 令和 2年12月 9日付名古屋市公報第81号中の訂正について		67

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の一部を改正する条例（第71号）

- 1 改正内容

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）の一部改正に伴い、名古屋市議会の議員の選挙及び名古屋市長の選挙における選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とするよう必要な事項を定めます。

- 2 施行期日

- (1) 令和 3年 3月 1日から施行します。

- (2) この条例による改正後の名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 131号）

- 1 改正内容

本市が独自に押印を求めている行政手続について、押印を廃止します。

（第 7号様式）

- 2 施行期日

令和 3年 1月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則（第 132号）

- 1 改正内容

徴収金等の減免について、規定の整備を行います。

- 2 施行期日

- (1) 令和 3年 1月 1日から施行します。
- (2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定は、令和 3年 7月分の徴収金から適用し、同年 6月分以前の徴収金については、なお従前の例によります。
- (3) 第 2条の規定による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、令和 3年 9月分の利用者負担額から適用し、同年 8月分以前の利用者負担額については、なお従前の例によります。
- (4) 第 3条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則の規定は、令和 3年 7月分の使用料から適用し、同年 6月分以前の使用料については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則（第 133号）

1 改正内容

徴収金等の減免等について、規定の整備を行います。

2 施行期日等

- (1) 令和 3年 1月 1日から施行します。ただし、第 5条の規定は、公布の日から施行します。
 - (2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市身体障害者福祉法施行細則の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市知的障害者福祉法施行細則の規定は、令和 3年 7月分の徴収金から適用し、同年 6月分以前の徴収金については、なお従前の例によることとします。
 - (3) 第 3条の規定による改正後の名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定は、令和 3年 8月分の掛金から適用し、同年 7月分以前の掛金については、なお従前の例によることとします。
 - (4) 第 4条の規定による改正後の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の規定は、令和 2年以降の年の所得について適用し、令和元年（平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までの期間をいいます。）以前の年の所得については、なお従前の例によることとします。
-

達 の あ ら ま し

○ 契約事務等の手続に関する規程の一部を改正する規程（第60号）

1 改正内容

物品の買入れ契約において契約監理監が所掌する金額の範囲の見直し等に
に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 3年 1月 1日から施行します。改正後の契約事務等の手続に関する
規程の規定は、施行日以後に締結される契約に係る契約事務等の手続から
適用します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会職員証規程の一部を改正する規程（第 5号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の
整備を行います。（第 2条関係）

(2) 職員証の記載事項等について、規定の整備を行います。（第 2条、第
6条及び別記様式関係）

2 施行期日

令和 3年 1月 1日から施行します。

名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第71号

名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行
条例の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員選挙公報発行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市議会議員選挙公報発行条例（昭和58年名古屋市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「正副 2 通を具し」を「を添付し」に改め、同条第 2 項中
「正副 2 通を具して」を「を添付し」に改める。

(名古屋市長選挙公報発行条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市長選挙公報発行条例（昭和26年名古屋市条例第19号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条中「2 通を添えて」を「を添付し」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市議会議員選挙公報発行条例及び名古屋市長選挙公報発行条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年12月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 131号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 7号様式中「（署名又は記名押印してください。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年12月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 132号

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2中第 4項を削り、第 5項を第 4項とする。

(名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第 82号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 4号を削り、同条第 3項を次のように改める。

3 利用者負担額を減額する期間は、 3月とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、 6月を限度として減額することができる。

附則第 7項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第 226号）」を加える。

(名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部改正)

第 3条 名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63

号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定は、令和 3 年 7 月分の徴収金から適用し、同年 6 月分以前の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、令和 3 年 9 月分の利用者負担額から適用し、同年 8 月分以前の利用者負担額については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則の規定は、令和 3 年 7 月分の使用料から適用し、同年 6 月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 133号

名古屋市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市身体障害者福祉法施行細則 (昭和40年名古屋市規則第44号) の一部を次のように改正する。

第14条第 3項第 4号を削る。

別表第 1 2扶養義務者の表備考第 2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第 226号)」を加える。

(名古屋市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市知的障害者福祉法施行細則 (昭和43年名古屋市規則第67号) の一部を次のように改正する。

第 9条第 2項第 4号を削る。

(名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の一部改正)

第 3条 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則 (昭和45年名古屋市規則第92号) の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項の表 2の項の左欄を次のように改める。

加入者並びに加入者と生計を一にしている心身障害者の配偶者、父母及び祖父母（以下「加入者等」という。）の全てが市民税（4月 1日から 7月31日までの間において新たに扶養共済の加入又は口数の追加の承認を受けた者（以下「新規承認者」という。）の当該承認を受けた日の属する月から 7月までの間における掛金の減額にあつては、前年度の市民税。以下同じ。）の非課税者であるとき。

第 5条第 1項の表 3の項の左欄を次のように改める。

加入者等の全てが市民税の所得割の納税義務を負わない者（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4号）第 1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1項第 8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314条の 2第 1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、所得割の額から同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314条の 3第 1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して得た額が 0以下となる者を含む。以下「市民税の所得割の納税義務を負わない者等」という。）であるとき。

（名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部改正）

第 4条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 3第 2項を削る。

（名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第 5条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（平成18年名古屋市規則第 151号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 1月 1日から施行する。ただし、第 5条の規定は、

公布の日から施行する。

- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市身体障害者福祉法施行細則第14条第3項の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市知的障害者福祉法施行細則の規定は、令和 3年 7月分の徴収金から適用し、同年 6月分以前の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第 3条の規定による改正後の名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定は、令和 3年 8月分の掛金から適用し、同年 7月分以前の掛金については、なお従前の例による。
- 4 第 4条の規定による改正後の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の規定は、令和 2年以降の年の所得について適用し、令和元年（平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）以前の年の所得については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 745号

除却した工作物の保管について

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第 3項の規定により除却した工作物を同条第 4項の規定により保管したことについて、同条第 5項の規定により次のとおり公示します。

なお、当該工作物の除却及び保管等に要した費用は、同条第 9項の規定により、その返還を受けるべき所有者等の負担とします。

令和 2年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 保管した工作物について

(1) 工作物の名称及び数量

社殿等（玉垣64本、灯籠 2基、狛犬 2基、旗杭 2基、手水鉢 1鉢、外階段 5段、お社基壇14.3平方メートル）

(2) 工作物の放置されていた場所

二級河川山崎川水系山崎川

愛知県名古屋市瑞穂区河岸町 4丁目81番地先

(3) 工作物を除却した日時

令和 2年10月29日午前 9時32分から令和 2年11月26日午後 2時00分まで

2 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

令和 2年11月26日午後 2時00分

愛知県名古屋市港区船見町地内

3 その他

工作物の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するために必要な書類を持参の上、名古屋市緑政土木局河川部河川管理課まで申し出て下さい。

名古屋市緑政土木局河川部河川管理課

名古屋市告示第 746号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 2年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区港明一丁目1015番 1の一部及び1015番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二―ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 747号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区港明一丁目1015番 1の一部及び1015番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 748号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 2年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町37番 6の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 749号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

大西第二公園	港区大西二丁目	図面港93の区域	令和 2年 8月 5日
--------	---------	----------	-------------

」

を

「

大西第二公園	港区大西二丁目	図面港93の区域	令和 2年 8月 5日
大西公園	港区大西三丁目	図面港94の区域	令和 2年12月24日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年12月24日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 750号

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分公告の日まで、名古屋市東区豊前町 2丁目45番地名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所において、毎日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。

令和 2年12月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）昭和61年11月21日から平成33年 3月31日まで

（変更後）昭和61年11月21日から令和 7年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市東区葵二丁目、葵三丁目、代官町、筒井二丁目及び筒井三丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

6 事業計画の決定年月日

昭和61年11月21日

7 変更の年月日

令和 2年12月24日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 751号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 2年 7月17日 2指令住開指第58号	名古屋市天白区平針南 四丁目 424番外 2筆	名古屋市緑区鶴が沢一丁 目1319番地 東部建設株式会社 代表取締役 藤田繁樹
令和 2年 4月27日 2指令住開指第15号	名古屋市緑区大高町字 一番割18番外 1筆	名古屋市緑区大高町字一 番割53・54合番地 山盛久美子
令和 2年 8月26日 2指令住開指第83号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 402	名古屋市名東区小池町60 番地三和マンション 402 号 田中彰伍

平成27年 5月28日 27指令住開指第41号	(第 5工区) 名古屋市港区港明二丁目 501番 1	名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦瓦斯株式会社 代表取締役 富成義郎 名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦不動産株式会社 代表取締役 林 貴康
令和元年 9月 5日 31指令住開指第 113号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番403外 1筆	名古屋市守山区青山台502番地吉根住宅 7棟303号 大西幸子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 752号

収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正

昭和52年名古屋市告示第 146号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 3年 1月 1日から施行します。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「 | 株式会社第四銀行 | 同上 | 」を

「 | 株式会社第四北越銀行 | 同上 | 」に改める。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 753号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 754号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社スポN A G O 名古屋市中村区名 駅南一丁目 1番14 号	就労継続支援A型 事業所スポN A G O 名古屋市中区栄一 丁目31番30号	就労継続支援 A型	2310101494	令和 2年 12月 1日
合同会社L I V I N G 名古屋市港区正徳 町 5丁目 3番地の 2	ほまれの家L I V I N G 名古屋市港区正徳 町 5丁目 3番地の 2	就労継続支援 A型	2311201038	令和 2年 12月 1日
株式会社ケアリッ ツ・アンド・パー トナーズ 東京都新宿区新宿 四丁目 1番 6号	ケアリッツ高畑 名古屋市中川区高 畑三丁目 134番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301705	令和 2年 12月 1日

株式会社セイブ 名古屋市中川区万 場三丁目1314番地	あしたば 名古屋市中川区万 場三丁目1314番地	就労継続支援 B型	2311301713	令和 2年 12月 1日
株式会社ハイス 名古屋市中川区檀 溪通 1丁目18番地	訪問介護事業所ル ドスイエ 名古屋市中川区檀 溪通 1丁目18番地	同行援護	2316200860	令和 2年 12月 1日
有限会社ジ・ジ・ ジ 愛知県丹羽郡扶桑 町大字南山名字新 津 8番地 2	訪問介護事業所F i v e D o c k 名古屋市千種区末 盛通 3丁目30番地	同行援護	2317101075	令和 2年 12月 1日
株式会社フォルツ ァ 愛知県長久手市打 越1618番地	ストラダ千種 名古屋市千種区北 千種一丁目 1番 6 号	就労継続支援 B型	2317101216	令和 2年 12月 1日
株式会社エブリワ ン 名古屋市東区砂田 橋五丁目 2番10号	ほまれの家名古屋 東店 名古屋市東区砂田 橋五丁目 2番10号	就労継続支援 A型	2317200661	令和 2年 12月 1日
有限会社あしたば 癒しの杜 愛知県春日井市西 尾町 301番地	あしたば訪問介護 ステーション癒し の杜 名古屋市守山区大 字中志段味字唐池 462番地の66	居宅介護 重度訪問介護	2317601884	令和 2年 12月 1日
ナースコール株式 会社 名古屋市千種区池 下一丁目11番21号	ケアコール藤が丘 名古屋市名東区藤 見が丘59番地	居宅介護	2318001415	令和 2年 12月 1日

株式会社タカラ 名古屋市名東区文 教台一丁目1101番 地の14	あんじゅ24H 名古屋市名東区文 教台一丁目1101番 地の14	居宅介護 重度訪問介護	2318001423	令和 2年 12月 1日
合同会社ロピタ ル・リセ 名古屋市名東区よ もぎ台三丁目 211 番地の 1	就労支援リセ 名古屋市名東区よ もぎ台三丁目 211 番地の 1	就労移行支援	2318001431	令和 2年 12月 1日
合同会社H e a t t a i l 名古屋市緑区滝ノ 水三丁目 707番地 の 1	ヘルパーステーシ ョン滝ノ水 名古屋市緑区万場 山一丁目1711番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501505	令和 2年 12月 1日
株式会社S U N S 名古屋市中区新栄 三丁目12番 9号	障がい者グループ ホームS U N S 名 古屋 名古屋市中村区稲 葉地本通 1丁目33 番地	共同生活援助	2320100247	令和 2年 12月 1日
特定非営利活動法 人ライフパートナ ー 名古屋市港区春田 野一丁目1202番地	グループホームひ なたⅣ 名古屋市中川区前 田西町二丁目 402 番地	共同生活援助	2321300358	令和 2年 12月 1日
株式会社ミクルラ イフサポート 名古屋市中区千代 田四丁目 5番17号	みらいえ名古屋 名古屋市名東区極 楽二丁目92番地	共同生活援助	2328000142	令和 2年 12月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 755号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人至誠会 名古屋市千種区赤 坂町 4丁目57番地 の 1	相談支援事業所ベ ル 名古屋市瑞穂区瑞 穂通 1丁目 4番地	特定相談支援	2331400081	令和 2年 12月 1日
一般社団法人ここ ろすみか 名古屋市名東区一 社三丁目76番地	相談支援事業所こ ころすみか 名古屋市名東区上 社五丁目 305番地 の 2	一般相談支援 特定相談支援	2338000215	令和 2年 12月 1日
		障害児相談支 援	2378000216	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 756号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
コミュニティケア サービス株式会社 名古屋市南区松池 町 2丁目14番地	ヘルパーステーシ ョンさくら 名古屋市南区松池 町 2丁目14番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318100209	令和 2年 11月 1日
株式会社AQUA 名古屋市名東区明 が丘60番地	EARTH 名古屋市守山区大 字上志段味字樹木 1657番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2318000441	令和 2年 11月 6日
株式会社よし 名古屋市中川区高 杉町 251番地	訪問介護にしほ 名古屋市中川区高 杉町 251番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311300525	令和 2年 11月30日
株式会社さくらケ アセンター 名古屋市北区喜惣 治 1丁目20番地の	株式会社さくらケ アセンター 名古屋市北区喜惣 治 1丁目20番地の	居宅介護 重度訪問介護	2317300511	令和 2年 11月30日

2	2			
株式会社幸豊 名古屋市中村区宿 跡町 2丁目80番地	すずらん 名古屋市中村区宿 跡町 2丁目80番地	共同生活援助	2320100130	令和 2年 11月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

契約事務等の手続に関する規程（平成17年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（定義等） 第 2 条 （略） 2 物品は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に従って分類する。 （1）（略） （2）一般物品 前号に掲げる以外のもの で次に掲げる物品。ただし、構造、性能、規格、品質等が特殊な物品又は取扱いについてこの規程の手続により難しい物品として市長が指定したものを除く。 ア 執行決裁額が<u>10万円以上の物品</u>（<u>工事用資材を除く。</u>） イ <u>執行決裁額が30万円以上の工事用資材</u> ウ （略） （3）（略） 3・4 （略）	（定義等） 第 2 条 （略） 2 物品は、<u>次</u>に掲げる区分に従って分類する。 （1）（略） （2）一般物品 前号に掲げる以外のもの で次に掲げる物品。ただし、構造、性能、規格、品質等が特殊な物品又は取扱いについてこの規程の手続により難しい物品として市長が指定したものを除く。 ア 執行決裁額が <u>160 万円を超える</u>物品 イ （略） （3）（略） 3・4 （略）

附 則

- 1 この達は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の契約事務等の手続に関する規程の規定は、施行日以後に締結される契約に係る契約事務等の手続から適用する。

名教委訓令第 5 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会職員証規程（平成16年名教委訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月25日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（職員の定義） 第 2 条 この規程において「職員」とは、<u>次の各号に掲げる職員以外の職員とする。</u> （1）<u>非常勤職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） <u>（2） 臨時的に任用される職員</u> <u>（3） （略）</u> （再交付） 第 6 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合においては、直ちに教育長が別に定める手続により再交付を受けなければならない。 （1）・（2） （略） （3）<u>き損</u>	（職員の定義） 第 2 条 この規程において「職員」とは、<u>次に掲げる職員以外の職員とする。</u> （1）<u>非常勤の職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） <u>（2） （略）</u> （再交付） 第 6 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、<u>（教育長が別に定める場合を除く。）</u>においては、直ちに教育長が別に定める手続により再交付を受けなければならない。 （1）・（2） （略） （3）<u>毀損</u>

別記様式を次のように改める。

別記様式

(表)

名古屋市職員証		
 写真	職員番号	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、名古屋市職員であることを証明する。	
	年 月 日交付	
	年 月 日まで有効	
名古屋市		

(裏)

- 1 本証は、執務中常に携帯しなければなりません。
- 2 本証は、改ざんし、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはなりません。
- 3 本証の記載事項に変更があったとき又は本証を紛失し、若しくはき損したときは、直ちに再交付を受けなければなりません。
- 4 本証は、職員の身分を喪失したときは、直ちに返納しなければなりません。

備考1 職員証の氏名には、教育長が別に定める手続により旧姓を併せて記載することができる。

2 職員証の大きさは、縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

3 写真の大きさは、縦30.4ミリメートル、横22.8ミリメートルとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月22日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第13号

名古屋市人事委員会公印規則等の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会公印規則等の一部を次のように改正する。

(名古屋市人事委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市人事委員会公印規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 公印を使用しようとする者は、原議及び施行すべき文書を提出して
管守者の承認を得た後に公印使用記録簿（別記様式）に必要事項を記載し、
公印を押印しなければならない。

2 管守者は、前項の承認をしようとするときは、原議及び施行すべき文書
を確認し、施行すべき文書に文書の形式、用字用語等の誤りがあるときは、
これを訂正させなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

第 4 条 管守者は、公印を厳重に管守するとともに、使用には慎重を期して

その不正使用又は盗難事故を防がなければならない。
別記様式を次のように改める。

別記様式

公 印 使 用 記 録 簿

年月日	公印名	件 名	公 印 使用数	所属課名	起案者名 〔 発 送 責任者 〕

(規格A4)

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 から様式第 5 までを次のように改める。

代日休暇簿

年 月 日から 年 月 日まで		(所属名)		(職員番号)		(氏名)		備考
承認印	期 日	代日休暇に代えられる超過勤務又は休日勤務の時間						
		年 月 日	時 分から 時 分まで	月 日 計 時 分				
				月 日 計 時 分				
				月 日 計 時 分				
				月 日 計 時 分				
				月 日 計 時 分				
				月 日 計 時 分				

(規格 A4)

年次休暇簿（1 日又は半日単位）

年 月 日 から 年 月 日まで	(所属名)	(職員番号)	(氏名)
日 数	繰り越した分 本年度分 日 日		
承認印	期 間	計	備考
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	

(規格 A4)

様式第3の2

年次休暇簿（時間単位）
繰越分・本年度分

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
承認印			期 間				計	備考
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		

(規格 A4)

様式第 4

特別休暇簿（1 日単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)
承認印			期 間	計	備考
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	
			月 日 から 月 日 まで	日	

(規格 A4)

様式第 4 の 2

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
承認印			期 間				計	備考
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		
			月	日	時	分から	時間	
					時	分まで		

(規格 A4)

(第 1 面)
介護休暇簿

(所属名)		(職員番号)	(氏名)
※ 要介護者に関する事項	氏名	※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄		
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定			
決裁欄		※ 申出の期間	※ 申出日
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
備考			

指定期間の延長・短縮			
決裁欄		※ 延長・短縮後の末日	※ 申出日
		(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日
備考			

(※ 印の欄は職員が記入する。)

(第2面)

介護休暇の請求・承認											
承認印			※ 請求の期間						※ 請求年月日	承認の可否	備考
			年月日	半日	時間	日・時間数					
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		
			年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認		

(※ 印の欄は職員が記入する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等										備考
承認印				※ 休暇の取消し等の期間						
				年月日	半日	時間	日・時間数			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分～	日 時			

(※ 印の欄は職員が記入する。)

(出勤簿処理規則の一部改正)

第3条 出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「印を押さなければならない」を「記録しなければならない」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附則第3項を次のように改める。

3 第4条ただし書の規定により出勤補助簿に記録されたものについては、当分の間、第5条第1号の出勤簿の整理が行われたものとみなす。

別記様式を次のように改める。

別記様式

出勤補助簿

年 月 日から 年 月 日まで		(所属名)		(職員番号)		(氏名)	
月 日							
1	16	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
2	17	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
3	18	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
4	19	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
5	20	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
6	21	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
7	22	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
8	23	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
9	24	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
10	25	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
11	26	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
12	27	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
13	28	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
14	29	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
15	30	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □
		()	()	()	()	()	()
	31	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	出勤 □	
		()	()	()	()	()	
備考							

注 出勤した日の□にレ点を記入すること。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 この様式により難しい場合は、この様式の例により、別の様式を使用することができる。

(名古屋市人事委員会聴聞規則の一部改正)

第4条 名古屋市人事委員会聴聞規則（平成6年名古屋市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印し」を削る。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第5条 職員の退職管理に関する規則（平成28年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて申請されている休暇簿は、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて申請されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の退職管理に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書又は届は、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている休暇簿は、新規則の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間、修正して使用することができる。

(出勤簿処理規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 出勤簿処理規則の一部を改正する規則（平成16年名古屋市人事委員会規則第3号）の一部を改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 電子的方式により出勤簿を処理しない職場に勤務する職員については、令和3年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市人事委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月21日

名古屋市人事委員会委員長 細井 土夫

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（帳簿の備置き） 第12条 （略） （1）・（2）（略） （3）文書番号補助簿（第3号様式） 第22条 （略） 2・3 （略） 4 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又は <u>それに代わる帳簿</u> により管理するものとする。	（帳簿の備置き） 第12条 （略） （1）・（2）（略） （3）文書番号補助簿（第3号様式）又は <u>これに代わる帳簿</u> 第22条 （略） 2・3 （略） 4 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又は <u>これに代わる帳簿</u> により管理するものとする。

第1号様式中「

受領者	
課名	印

」を「

受領者	受領
所属	者名

」に改める。

第6号様式中「㊞」を削る。

附 則

- 1 この達は、令和３年１月１日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づいて提出され、又は承認を受けている申請書等は、この達による改正後の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）の規定に基づいて提出され、又は承認を受けたものとみなす。
- 3 この達の施行の際現に旧規程の規定に基づいて作成されている用紙は、新規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局告示第20号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和2年12月22日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 指定代理納付者の名称等

	指定代理納付者の名称	指定代理納付者による納付の開始年月日
1	イオンクレジットサービス株式会社	令和2年4月1日
2	株式会社クレディセゾン	令和2年4月1日
3	株式会社ジェーシービー	令和2年4月1日
4	株式会社ジャックス	令和2年4月1日
5	SMB Cファイナンスサービス株式会社	令和2年4月1日
6	トヨタファイナンス株式会社	令和2年4月1日
7	三井住友カード株式会社	令和2年4月1日
8	三菱UFJニコス株式会社	令和2年4月1日
9	ユーシーカード株式会社	令和2年4月1日
10	株式会社ファミリーマート	令和2年12月22日

2 指定代理納付者に納入させる歳入

- (1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第23条に定める給水料
- (2) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における公共下水道の使用料

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(指定代理納付者の指定の告示についての廃止)

2 指定代理納付者の指定の告示について（令和2年名古屋市上下水道局告示第10号）は、廃止する。

名古屋市病院局管理規程第28号

名古屋市病院局公有財産規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

令和 2年12月22日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 3項中「特例基準割合（）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「特例基準割合を」を「延滞金特例基準割合を」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

「

第 1号様式及び第 3号様式中 印 を削る。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3年 1月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後規程附則第 3項の規定は、施行日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市熱田区新尾頭一丁目501番、502番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー中志段味店

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合地区内73街区

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的な事項

ア 周辺地域についての十分な調査・予測

(a) 交通調査のやり方に問題がある。調査日時は、中志段味に開店したスーパーマーケットが開店する以前であり、現在の交通状況とは相違している。さらに、現在は交通量が格段に増え、特に新中志段味交差点は朝夕の渋滞が深刻となっている。中志段味橋を渡った春日井市側の交差点も渋滞し、守山高校出入口の付近は新中志段味交差点方面も、中志段味橋を渡って春日井市方面に行くのも、どちらも毎日大渋滞が発生している。現在の状況を踏まえた交通調査が必要である。

イ 地域住民への適切な説明

(a) 令和 2年 9月26日の「コメリパワー中志段味店」大規模小売店舗立地法に基づく説明会及び名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づく地域貢献懇談会に参加したが、説明会は終始早口で行われたので、年配の参加者からは非常に聞き取りにくく分からなかったという話があった。コメリには地域との信頼の醸成を図るための姿勢を見せてほしい。ぜひ回答を文書で頂くことを要望する。

(2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 経路の設定等

(a) 経路が十分に検討されているとは言い難く、説明会当日の質問でも、この経路どおりに来店客が来るとは思えないという意見があった。是正を求める。

(3) その他（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外）の事項

(a) 説明会において、近隣の自治会からは、コメリの敷地内に降る雨水について、敷地内の雨水排水が既存の住宅や隣地の農場に流れ込むのではないかと質問があったが、回答は「前面道路に排水する」というものだけであった。雨水排水は敷地内でどのような排水経路をたどり前面道路に排出されるのか、排水経路はいくつあるのか、前面道路は雨量何ミリで設定され、コメリやその他の雨水を受け入れるだけの容量を確保できているのか、という疑問には一切答えがなかった。絶対に住宅や農場にコメリ敷地内からの雨水排水が流れ込むことがないようにして頂きたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年12月24日から令和 3年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンPRO宝生店

名古屋市南区宝生町 3丁目22番 ほか13筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) コーナンPRO南宝生店	コーナンPRO宝生店

3 変更の日

令和 2年 8月29日

4 変更した理由

店舗名称変更のため

5 届出の日

令和 2年12月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年12月24日から令和 3年 4月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 4月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水屋藤ヶ丘店

名古屋市守山区森孝東一丁目 509番 ほか13筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1

3 変更の日

令和元年 9月 1日

4 変更した理由

吸収合併のため

5 届出の日

令和 2年12月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年12月24日から令和 3年 4月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 4月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年12月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ極楽店
名古屋市名東区高針台二丁目1403番地 1 ほかに 2筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,549平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 2年 4月27日
- 5 廃止する理由
閉店及び建物解体のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

正 誤

令和 2 年12月 9 日付名古屋市公報第81号中の訂正について

ページ	件名	誤	正
156	名古屋市監査委員規程第 4 号	名古屋市監査事務局規程（平成16年名古屋市監査委員規程第 4 号）の一部を次のように改正する。	名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年名古屋市監査委員規程第 4 号）の一部を次のように改正する。
		第 7 号様式中「㊤」を削る。	第 6 号様式中「㊤」を削る。
158	名古屋市監査委員規程第 5 号	名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 3 号）の一部を次のように改正する。	名古屋市監査委員公印規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

なお、名古屋市公報第81号の該当ページは、本日訂正いたしました。